

令和5年第2回臨時会（7月19日開会・閉会）

飯綱町議会 会議録

令和5年第2回飯綱町議会臨時会 会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1号（7月19日）	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議の宣告	5
○町長あいさつ	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
○町長あいさつ	15
○閉議及び閉会の宣告	15
○会議録署名	17

飯綱町告示第96号

令和5年第2回飯綱町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和 5年 7月14日

飯綱町長 峯村勝盛

1 期 日 令和 5年 7月19日

2 場 所 飯綱町役場 議場

3 付議案件 下記のとおり

議案番号	議 案 名
議案第46号	物品購入契約の締結について

○応招・不応招議員

応招議員（15名）

1番	三ツ井 忠 義	2番	中 井 寿 一
3番	小 林 文 廣	4番	瀧 野 良 枝
5番	青 山 弘	6番	中 島 和 子
7番	樋 口 功	8番	風 間 行 男
9番	目須田 修	10番	石 川 信 雄
11番	清 水 満	12番	大 川 憲 明
13番	伊 藤 まゆみ	14番	原 田 幸 長
15番	渡 邊 千賀雄		

不応招議員（なし）

令和5年第2回飯綱町議会臨時会

(第 1 号)

令和5年第2回飯綱町議会臨時会

議事日程（第1号）

令和5年7月19日（水曜日）午前10時開会

開 会

町長あいさつ

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第46号 物品購入契約の締結について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	三ツ井 忠 義	2番	中 井 寿 一
3番	小 林 文 廣	4番	瀧 野 良 枝
5番	青 山 弘	6番	中 島 和 子
7番	樋 口 功	8番	風 間 行 男
9番	目須田 修	10番	石 川 信 雄
11番	清 水 満	12番	大 川 憲 明
13番	伊 藤 まゆみ	14番	原 田 幸 長
15番	渡 邊 千賀雄		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 峯 村 勝 盛 副 町 長 池 内 武 久
教 育 長 馬 島 敦 子 総 務 課 長 土 屋 龍 彦
総務課長補佐 近 藤 久 登

事務局職員出席者

事 務 局 長 土 倉 正 和 事 務 局 書 記 関 竜 典

開会 午前10時

◎開会及び開議の宣告

○議長（渡邊千賀雄） 皆さん、ご苦労様です。

ただいまの出席議員は全員であります。

これより、令和5年第2回飯綱町議会臨時会を開会いたします。

◎町長あいさつ

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 令和5年第2回飯綱町議会臨時会の開会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。議員各位におかれましては、何かとご多用の中ご出席を頂きまして厚く御礼申し上げます。

そろそろ梅雨も上がってほしいと願っておりますが、ぐずついた天気が続いております。全国各地で、大雨による災害が数多く発生しておりますが、幸いなことに我が町では、畦畔の崩壊などありましたが、大規模な災害は発生しておりません。しかし、飯綱町でも梅雨が明けるころには、しばしば大雨に見舞われております。災害に備え土砂災害警戒区域の点検等を行うと共に、迅速な情報提供や避難指示などを徹底し住民の安全確保に努めていきたいと思っております。

さて本臨時会にご提案申し上げます案件は、防災対策として購入を計画致しましたトランシーバー等の物品購入契約の締結についての1件でございます。現在使用しております機器では、建物の中とか一部の地域で電波が届きにくい面があり、その対応が急がれておりました。

宜しくご審議いただき、原案通りのご決定を頂きますようお願い申し上げます。開会のごあいさつと致します。

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡邊千賀雄） これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、1番 三ツ井忠義議員、2番 中井寿一議員、3番 小林文廣議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（渡邊千賀雄） 日程第2、会期の決定を議題とします。

本臨時会の会期について、議会運営委員長の報告を求めます。清水議会運営委員長。

〔議会運営委員長 清水満 登壇・報告〕

○議会運営委員長（清水満） 11番、清水満です。

本日招集されました、令和5年第2回飯綱町議会臨時会の会期及び日程について説明申し上げます。

本日、午前9時より議会運営委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

その結果、会期は本日1日限りといたします。

日程案につきましては、会期決定後、議案の提案説明、質疑、討論、採決を行う日程にいたします。

以上申し上げます、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（渡邊千賀雄） お諮りいたします。

本臨時会の会期等については、議会運営委員長の報告のとおりにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認めます。

よって、本会議の会期等につきましては、ただいまの報告のとおりと決定しました。

◎議案第 46 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊千賀雄） 日程第 3、議案第 46 号 物品購入契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。土屋総務課長。

〔総務課長 土屋龍彦 登壇・説明〕（議案第 46 号）

○総務課長（土屋龍彦） それでは、議案第 46 号物品購入契約の締結につきまして、その内容をご説明申し上げます。議案及び議案の提案説明書をご覧ください。

本議案につきましては、令和 5 年度防災対策（ハイブリッド型 IP トランシーバー・衛星通信トランシーバー導入）事業について、令和 5 年 7 月 5 日、指名競争入札に付した結果、株式会社日本電気通信工業が落札いたしました。物品購入契約を締結するにあたり、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び飯綱町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

事業の内容は、ハイブリッド型 IP トランシーバー（携帯型）24 台、衛星通信トランシーバー（庁内・車載型）2 台、衛星通信トランシーバー（携帯型）3 台、ネットワーク対応型無線機（庁内・車載型）2 台です。

資料にはございませんが、導入する機器について詳細を御説明いたします。

まずこの導入事業の背景でございますが、これまで公共施設に MCA 無線を設置していましたが、MCA 無線の通信エリアは基地局がカバーする範囲のみとなり、町内においては平出の一部、奈良本などの町内の一部地域で無線がつながりづらく、また、一部施設では建物の中では無線がつながりづらいという状況にありました。そこで NTT ドコモ及び au の LTE 回線を使う IP 無線機を導入するものです。

今回導入を予定しているハイブリッド型 IP トランシーバーは、NTT ドコモ及び au が使える地域であれば、日本全国でつながり、従来の無線機のように通信距離の制約や不感地帯を気にすることなく通信が可能となります。また、無線機でありながら携帯電話のように同時通話が

でき、使いやすいことも大きな特徴です。また、本契約ではハイブリッド型 IP トランシーバーに加え、衛星通信トランシーバー計 5 台を導入する予定です。衛星通信は地上局を介さないため災害時において安定的な通信手段を確保できるのが特徴で、携帯会社の回線が不通の時も通話できます。

本事業の最大の特徴は、ハイブリッド型 IP トランシーバー、そして衛星通信トランシーバー、そして消防団の幹部が持つ既存の簡易無線機が連携できることです。町、消防団、鳥居川消防署などが、同じ情報をすぐに共有できることが大きな利点で、災害時の防災力の強化に繋がると考えております。

それではまた提案説明書の方にお戻りいただきまして、契約の方法は、指名競争入札でございます。契約の金額は、935 万円。契約の相手方は、長野市大字南堀 495 番地 1 株式会社日本電気通信工業 代表取締役 川浦善夫であります。

ここでまた資料にはございませんが、日本電気通信工業の飯綱町での入札参加資格の申請の受付状況及び過去の実績につきまして説明をさせていただきます。

まず、この日本電気通信工業は、物品役務の関係と建設工事の関係、二つでこの入札参加資格が飯綱町に出ているところでございます。

物品役務の関係で出ている営業種目につきましては、電気機器、通信機器、家庭電化製品、防災機器、電気冷暖房保守、通信施設保守となっております。続いて建設工事の関係でございますが、飯綱町に希望業種として出ているものにつきましては、とび・土工コンクリート、電気、電気通信となっております。

飯綱町での過去の工事等の実績でございますが、飯綱町の防災行政無線とか、ふれあいパークの屋外照明等々の工事等を行っているところでございます。直近では物品の関係では、三水 B&G の非常用発電設備の導入を令和 3 年度に行っております。また、デジタル同報無線設備についても令和 3 年度に導入をしております。工事の関係では、令和 4 年度にふれあいパークセンターの屋外照明の LED 工事を請け負っている状況でございます。

以上で提案いたしました案件の説明といたします。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡邊千賀雄） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。風間議員。

○8番（風間行男） 議席番号8番、風間行男です。この辞退された内容というのはどういうことで、各社みんな辞退されたのかお伺いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 土屋総務課長。

〔総務課長 土屋龍彦 登壇〕

○総務課長（土屋龍彦） それではまず業者選定のところから説明をさせていただきます。

町の財務規則の117条で、指名競争入札の参加者の指名ということで、予算執行者は、指名競争入札に付そうとするときは、競争入札参加者名簿のうちから入札に参加する者を5人以上指名しなければならないということになっております。

業者選定につきましては、入札参加資格のある業者、いわゆる競争入札参加者名簿の中から、業種の要件において、物品購入・役務等の区分で通信放送機器、通信施設保守、かつ工事の区分で電気通信の登録のある者、さらに地域要件で北信管内に本社または営業所のある者という条件で選定した結果、5者となり、6月19日に開催した入札選定委員会により、その5者を指名業者として決定をいたしました。

そして、この5者に指名競争入札をした結果、4者については、理由は不明でございますが、入札は辞退ということになりました。

この1者応札による落札が適正かどうかということでございますが、まず指名競争入札をすするため5者の業者を指名いたしました。この入札につきましては、会場入札ではなくて、期間内に入札書を郵送又は持参により提出していただき、別に定める日に開札する期間入札の手法をとりました。物品の入札等については、この期間入札の方法を用いることが多い状況です。

それで指名競争入札の1者応札の落札の適正性の判断は、応札した1者を除く全ての業者から事前に入札に参加しないことの意味を確認できた場合は、指名業者間における競争性が認められないので、入札に参加した業者に通知の上、別の業者を指名し、新たな指名競争入札を行

うことが適当とされています。逆に言うと、入札日当日まで1者応札であることがわからない場合は、結果的に1者応札になったとしても、その落札は適正ということになります。

本入札では、入札書の受付期間が6月20日から7月4日で、期間内に入札辞退を確認できたのは3者であり、7月5日の入札日に2者の入札書封筒を開封したところ、1者からは入札書が、もう1者からは辞退届が入っており、結果的に1者応札という形になりました。

よって、本入札は1者応札でも適正と考えられ、日本電気通信工業の入札額が、落札予定額を下回っていたため落札となりました。以上でございます。

○議長（渡邊千賀雄） 他に質疑ありますか。中井議員。

○2番（中井寿一） 議席番号2番、中井寿一です。衛星通信トランシーバーを5台ということですが、この理由は、IP型のトランシーバーだと携帯会社の基地局がダウンしたときに使えないという話なんですけど、逆に24台IP型のトランシーバーあるんですけど、通信衛星通信型のトランシーバーはたった5台ぐらいで足りるんでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 土屋総務課長。

〔総務課長 土屋龍彦 登壇〕

○総務課長（土屋龍彦） お答えします。まず携帯会社の回線不通時の対応でございますが、このハイブリッド型IPトランシーバーというのが、先ほども説明したとおり、ドコモ、auの2種類のキャリア回線が使えるため、一つのキャリアが使えない状況になっても、シムを切り替えることで無線通話が可能になります。

そして、この携帯会社の回線が全て使えない状況になっても、ハイブリッド型IPトランシーバーはデジタル簡易無線で通信ができるようになっております。さらにこの衛星通信、先ほど説明した5台でございますが、衛星通信トランシーバーとIPトランシーバーが連携することができますので、衛星通信トランシーバーとハイブリッド型IPトランシーバー24台が常に連携して会話ができますので、携帯会社の回線が全て使えない状況でも広範囲のハイブリッド型IPトランシーバー間で通信が可能になります。以上でございます。

○議長（渡邊千賀雄） 他に質疑ありますか。中井議員。

○2番（中井寿一） 議席番号2番、中井寿一です。そうしますと、元々衛星通信トランシーバーがなくても、24台のトランシーバーでネットワークっていうか繋がり、人間が中継するということができるのであれば、衛星通信トランシーバーはなくてもいいんじゃないでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 土屋総務課長。

〔総務課長 土屋龍彦 登壇〕

○総務課長（土屋龍彦） お答えします。この携帯会社の回線が不通時のときに IP 型トランシーバー同士でデジタル簡易無線通信ができますが、このデジタル簡易無線の通信可能距離は、おむね3キロから5キロという状況になっています。

この衛星トランシーバー1台は役場に設置して、あともう1台は車載型で消防指令車につきます。あと3台は携帯型の衛星通信トランシーバーになります。通常の IP トランシーバーだけだと3キロから5キロぐらいしか通話ができませんが、この衛星通信のトランシーバーを適正に配置することによって、町内のほぼ全域でこの IP 型の無線トランシーバーが使えるような形になります。以上でございます。

○議長（渡邊千賀雄） 他に質疑ありますか。中井議員。

○2番（中井寿一） 議席番号2番、中井寿一です。お尋ねします。既存の MCA の無線ですけど、これって、到達距離はどれぐらいでしょう。

○議長（渡邊千賀雄） 土屋総務課長。

〔総務課長 土屋龍彦 登壇〕

○総務課長（土屋龍彦） 既存の MCA 無線でございますが、これまで災害に強い無線ということで町でも導入したわけでございますが、この MCA 無線というのは、全国に140か所ほどの基地局がございまして、その基地局を使って通信をするというような形になっております。

この MCA 無線の基地局が県内には4か所ございまして、飯綱町はその中の長野北局という基地局を使って無線通信をしているところでございます。ただ、その基地局を使っていますので、どうしても山間部とか、地形的に繋がりづらい場所があるということで、今回この IP 無線に切り替えるというものでございます。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 他に質疑ありますか。中井議員。

○2番（中井寿一） 議席番号2番、中井寿一です。携帯基地局を使うとなれば、通常の携帯が使えない、当てにしない理由って何かあるのでしょうか。携帯基地局のネットワークを使う、あの電波を使うという話であれば、普通の携帯とかスマホでも用は足りると思うんですけど、それを使わない理由って何かあるのでしょうか

○議長（渡邊千賀雄） 土屋総務課長。

〔総務課長 土屋龍彦 登壇〕

○総務課長（土屋龍彦） お答えします。まず携帯電話だと1対1でしか通信ができないわけですが、このハイブリッド型 IP トランシーバーについては、いろんな通信ができます。1対1でもできますし、全てのトランシーバーを所有している方に同時に音声を発信することもできます。それともう一つは先ほどもお話いたしました、IP トランシーバーというのは、衛星のトランシーバーと既存の消防団が持っている簡易無線機とも全て連携できますので、一つの IP 無線からいろんなところに同時に情報発信できるというのが強みでございます。

あともう一つの特徴としては、一般の携帯電話だと、例えばアクセス集中になると通信制限がかかってしまうことがあります、この IP 無線機につきましては音声通信ではなくてインターネットと同じパケット通信を使っておりまして、アクセス集中による通信制限の影響を受ける可能性が非常に低く、災害時や緊急時の連絡手段として有効であると言われております。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 他に質疑ありますか。中井議員。

○2番（中井寿一） 議席番号2番、中井寿一です。携帯の基地局を使うという話ですが、基地局は停電ときに多分バックアップ電源を持ってると思うんですけど、あれって何時間ぐらい、要するに最悪の場合は電源が断たれたときの間バッテリーの分しかこの IP 通信が使えなくなってると思うんですけど、どれぐらいを想定してるのでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 土屋総務課長。

〔総務課長 土屋龍彦 登壇〕

○総務課長（土屋龍彦） すみません。携帯会社の基地局が停電のときどのくらいもつかというところまではわかりませんが、これについては例えば、MCA 無線であっても、基地局がやはり停電とか何か故障したときには使えなくなってしまうというリスクは同じようにあると思います。ただ、もし携帯の基地局が使えなくなったとしても、それはドコモか au という二つの回線がありますので、使える方を使う。携帯が使えなくなった場合には、衛星の無線を使うといったような形で、様々なリスクに対応できるのではないかと考えております。

○議長（渡邊千賀雄） 他に質疑ありますか。中井議員。

○2番（中井寿一） 議席番号2番、中井寿一です。衛星通信を使うということなんですが、衛星通信を使う場合の維持費っていうのは特に掛からないんでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 土屋総務課長。

〔総務課長 土屋龍彦 登壇〕

○総務課長（土屋龍彦） まず IP トランシーバーと衛星通信トランシーバーの年間の利用料でございますが、計 29 台で年間約 110 万円となります。既存の MCA 無線 24 台の年間利用料がこれまで約 85 万円でしたので、1 台あたりの年間の利用料はどちらも 3 万 5,000 円ほどとなり、IP トランシーバー及び衛星通信トランシーバーに切り替えても年間利用料についてはこれまでの MCA 無線とほぼ同一ということになります。

○議長（渡邊千賀雄） 他に質疑ありますか。風間議員。

○8番（風間行男） 議席番号8番、風間行男です。こういうものを買うときは必ず積算されると思うんですが、その積算された会社なり、知っている職員何人か知りませんが、そこから事前に情報が漏れることはまずないと思います。その辺をきちんと管理されているかどうか。

○議長（渡邊千賀雄） 土屋総務課長。

〔総務課長 土屋龍彦 登壇〕

○総務課長（土屋龍彦） これは工事でも物品でもそうですけれども、町職員が、いろいろ業者からの見積もり等を参考にしながら設計書を作っていくわけですが、そういった情報

が業者に漏れるといったことは一切ございません。

○議長（渡邊千賀雄） 他に質疑ありますか。中井議員。

○2番（中井寿一） 議席番号2番、中井寿一です。これって県とか国から補助か何か助成金が出るんでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 土屋総務課長。

〔総務課長 土屋龍彦 登壇〕

○総務課長（土屋龍彦） 今回の事業につきましては全て一般財源の対応でございます。

○議長（渡邊千賀雄） 他に質疑ありますか。中井議員。

○2番（中井寿一） 議席番号2番、中井寿一です。一般財源で国とか県の補助はないということ、普通に考えて防災の関係だから何割か出てもいいような気がするんですけど、国か県か、その上からすれば、いわゆる贅沢品と見られているんでしょうか。出ない理由って何かあれば教えてください。

○議長（渡邊千賀雄） 土屋総務課長。

〔総務課長 土屋龍彦 登壇〕

○総務課長（土屋龍彦） 当初は、補助金を活用して進めていきたいと考え、国に補助申請をしていたわけですが、国の予算の関係で不採択になりましたので、結果的に一般財源対応という形になりました。

○議長（渡邊千賀雄） 他に質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 46 号 物品購入契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎町長あいさつ

○議長（渡邊千賀雄） 以上で本臨時会に付された事件は全て終了いたしました。

ここで、峯村町長より発言を求められていますので、これを許可します。峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 御礼のご挨拶を申し上げます。只今は、ご提案申し上げました案件につき、原案通りのご決定を賜り厚く御礼申し上げます。

今年度におきましても、9月3日の日曜日に飯綱町地震総合防災訓練を実施する予定ですが、災害時における情報の収集、伝達は極めて重要なことと思っております。トランシーバー等の購入は迅速に行い、災害等の備えを一層充実させていく所存でございます。

結びに、熱中症が心配される季節を迎えておりますが、コロナ感染症も終息したわけではありません。議員各位におかれましては、お身体をご自愛され、元気な毎日をお過ごしいただきますよう、ご祈念申し上げます、閉会のごあいさつと致します。本日はありがとうございました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（渡邊千賀雄） 本日の会議はこれで閉じ、令和5年第2回飯綱町議会臨時会を閉会とい

たします。ご苦労さまでした。

閉会 午前10時35分

別紙会議の経過を記載し、その相違ないことを認め、ここに署名する。

飯綱町議会議長

1 番

2 番

3 番